

平成 29 年度事業計画

(1) 公益目的事業

①木材保存に関する調査研究事業【公1】

木材保存に関する調査研究、諸外国との情報交流を実施し、木材及び木質材料の耐久性の向上を図り、その成果を社会へ提供する。

i. 木材及び木質材料の耐久性に関する調査研究

木材利用の推進は、快適な住環境の形成や地域経済の活性化のみならず、地球温暖化の防止につながる。近年、住宅分野、公共建築物、土木用資材、外構材において木材利用推進の取組みがなされているが、これらの分野で木材の需要拡大を推進するためには、木材の耐久性を確保することが重要である。このため、木材保存処理技術に関する調査研究、木材及び木質材料の耐久性に関する試験を実施する外、データを収集して知見を深め、木材の劣化と物性に関する調査研究等の成果をまとめる。

ii. 木造住宅の耐久性に関する調査研究

木造住宅の耐久性向上を図るため、劣化の要因を多角的に調査研究し、住宅の環境、劣化特性等を踏まえた耐久性向上の方策を検討する。また、機器を用いた劣化診断方法や維持管理方法について研究を実施する。

iii. 木材保存に関する諸外国との情報交流

国際木材保存会議（IRG）をはじめとする各国の団体との国際交流に努め、その活用を図る。また、2021 年度に IRG 年次大会を日本で開催すべく準備を開始する。

②木材保存に関する普及啓発及び指導事業【公2】

木材保存に関する新しい知識、技術を広く社会に普及するため、普及啓発及び指導事業を実施する。

i. 広報活動の充実・強化

当協会は公益社団法人としてその使命を發揮していくため、木材保存に関する広報活動の充実・強化を図る。会誌「木材保存」の発行のほか、ホームページの更なる充実、メールマガジンの配信、会誌「木材保存」の J-STAGE への掲載等を実施していく。

ii. 木材保存に関する専門図書の発行

当協会は、「木材保存学入門」、「木材保存剤がドライン」、「木材・木質構造の維持管理（劣化診断マニュアル、補修技術マニュアル）」「日本木材保存協会規格集（2011）」等、木材保存に関する専門図書を発行しているが、一部の図書において新しい情報等を記載する必要があることから、順次改定作業に着手する。また、引き続きこれら図書を活用して木材保存に関する知識、技術の普及を図る。

iii. 木材保存に関する講習会・講演会の開催

a. 木材保存講座の開催

「木材保存講座」を開催し、木材保存に関する新しい知識・技術の習得を図る。

b. 木材劣化診断研修会の開催

木材劣化診断に関する現地実習を含む「木材劣化診断研修会」を開催し、診断技術の習得を図る。

c. 木材保存学術講演会の開催

当協会が公益社団法人としてその使命を發揮するため、木材保存に関する「木材保存学術講演会」を開催し、木材保存研究分野の発展に寄与する。

iv. 年次大会、公開シンポジウムの開催

「第 33 回年次大会」及び「公開シンポジウム」を開催し、木材保存に関する技術・研究分野の発展に努める。

v. 木材保存に関する表彰

技術者・研究者の育成を図るため、木材保存技術奨励賞及び木材保存学術奨励賞を授与する。また、研究内容の向上を図るため、第 33 回年次大会における優秀なポスターに対してベストポスター賞及び優秀ポスター賞を授与し、新たに優秀な口頭発表に対して、ベストプレゼンテーション賞を新設し授与する。

③適正な木材保存処理の推進事業【公 3】

適正な木材保存処理の推進を図るため、木材保存に関する規格の整備、木材保存剤等の認定、技術者の養成等を行う。

i. 木材保存剤等の認定・更新

木材保存剤等の認定申請製品に係る性能及び安全性等に基づき、優良製品の認定・更新を行う。

ii. 木材保存士、木材劣化診断士等木材保存に関する資格の登録

a. 木材保存士の登録・育成・更新

「第 37 回木材保存士資格検定講習・試験」を実施し、木材保存士の登録を行うとともに「平成 29 年度木材保存士更新講習会」を開催して、木材保存士の登録更新を行い、適正な木材保存処理技術の習得を図る。

b. 木材劣化診断士の登録・育成・更新

「平成 29 年度木材劣化診断士資格検定講習・試験」を実施し、木材劣化診断士の登録を行うとともに、「平成 29 年度木材劣化診断士更新講習会」を開催して、木材劣化診断士の登録更新を行い、保存処理木材をはじめとする種々の木質材料の劣化診断技術の習得、適正な維持管理を推進する。また、インスペクション講習認定団体となったことから、講習内容を更に充実させて、診断技術の向上、資格者の育成を図る。

(2) 収益事業

①木材保存に関する性能試験等の受託事業【収 1】

i. 保存処理木材の実用化研究会の受託

会員等の依頼により木材保存処理技術の実用化のための性能基準、製造基準、製品検査基準等を策定するため研究会を設置して、これを実施する。

ii. 木材保存剤等の性能試験の受託

会員等の依頼により木材保存剤の開発等に係る性能試験を実施する。

②日本木材保存剤工業会の事務受託

日本木材保存剤工業会の依頼により文書の発送、管理等、工業会の事務を実施する。

(3) 当協会の組織の強化・充実、活動の発展

当協会の運営にあたり、会員の新規加入を図り、組織の強化・充実を図る。また、各種委員会及び部会、研究会を積極的に開催し、協会活動の発展に努める。

以上